

第9章 新興国にとっての国連の意義と国連改革

山田 哲也

はじめに

およそ国際組織というものは、設立時点での国際秩序を前提として活動目的が設定され、設立後は、その後の国際環境に対応して変化を続ける存在であって、国際連合（国連）も例外ではない。むしろ、国連は、地球上のほぼすべての国が加盟する普遍的組織体であるが故に、もっとも国際環境の変化に敏感な国際組織だともいえる。

本章の課題は、新興国（さしあたりブラジル、インド、ロシア、中国を指すBRICsやそこに南アフリカを加えたBRICS）あるいはG20 と呼ばれる諸国の台頭が国連にどのような影響を与えるかを検討することにある。ひとくちにBRICs・BRICS、あるいは、新興国といっても、彼らの国連加盟国としての位置づけ・地位は一樣ではない。安全保障理事会（安保理）との関係一つをとってみても、ロシアと中国は常任理事国である一方、ブラジルとインドは日本・ドイツと共にG4 を形成して安保理でのプレゼンスを高めることを外交政策上の課題としている。したがって、安保理改革問題においてBRICsが一体となって取り組むことは考えにくいだろう。また、国連通常予算（2011 年分）の分担率を見ても、ブラジル（B）1.611%、ロシア（R）1.602%、インド（I）0.534%、中国（C）3.189%であって、国連への財政的貢献度は低く、4カ国合計（6.936%）しても日本の12.530%はもちろんのこと、ドイツの8.018%に及ばない。ここに南アフリカ（0.385%）を加えても7.321%に留まる¹。G20 諸国やN11 諸国と呼ばれる国々を加えていけば、国連に対する財政的貢献度は高くなるものの、頭数が多くなって利害関係も複雑になる分、標題のような問題設定が意味を持たなくなる。

また同様に、一口に国連といっても、総会や安全保障理事会（安保理）といった加盟国による協議機関を取り上げるのか、それとも事務局という国際公務員制度を取り上げるのかによって事情は大きく異なる。また、個別の事態に対する国連の協議機関の対応への影響を取り上げるのか、それとも抽象的な意味での「国連を通じた規範形成」を取り上げるのかによっても、議論すべき論点は大きく異なるであろう。そこで本章ではさしあたり、国連内部の加盟国による協議機関、とりわけ安保理への影響を念頭に置きつつ、これまでに国連が歩んできた道のりを俯瞰しながら、大枠の議論を展開してみたい。もちろん、本章においても、2011 年 10 月の「対シリア非難決議への拒否権発動」問題を取り上げることにするが、詳細については本報告書第 11 章の東論文に譲ることとし、「国際機構論的

に見た新興国問題」という総論的な枠組みを設定して検討を試みることにする。

1. 冷戦後の国連安保理

(1) 問題の発端と所在

国連は、設立当初から「安保機能中心」で「安保理中心」²であったと評される。ここでは深く立ち入らないが、国連の制度設計において、集団安全保障機構を目指して挫折した国際連盟への反省が深く働いていることはいうまでもない³。他方で、その国連が、第二次世界大戦後の冷戦構造の中で、本来の集団安全保障機構としての役割を果たせず、紛争当事国・要員派遣国の同意に基づいて派遣される平和維持活動（PKO）を編み出すことで、辛うじて存在意義を発揮したことも歴史的事実に属する⁴。

そのような国連に転機が訪れたのは、冷戦が終結した直後の1991年8月2日に勃発した、イラクによるクウェート侵攻（〔第一次〕湾岸危機・湾岸戦争）である。すでに語り尽くされた感のあるこの事件であるが、本章との関連で指摘しておくべきことは、「武力行使容認決議」と呼ばれる、安保理決議678（1991年11月29日）において、中国が棄権票を投じたことである。中国は、1989年の天安門事件をきっかけに、国際的な孤立状態にあり、イラクのクウェート侵攻に対する安保理での動きに協調することで、国際社会の復帰を目指す立場にあった。隣国への武力侵攻という明白な国際法・国連憲章違反の事態であったにもかかわらず、中国が棄権したことの背景には、大国による武力行使を通じた問題解決に対する原理・原則のレベルでの不信感が存在するように思われる。

いずれにせよ、1990年代の安保理、あるいは、国連は、この湾岸危機の経験を起点に、拡大と挫折と均衡（あるいは停滞）という歩みを辿ることになる。すなわち、国連事務総長報告書などとの関係では、『平和への課題（An Agenda for Peace）』、『平和への課題・追補（Supplement for an Agenda for Peace）』、そして『国連平和活動に関するハイレベル・パネル報告書（ブラヒミ報告書、Report of the Panel on United Nations Peace Operations）』が、その歩みに対応する。また、紛争介入へのPKOを中心とした介入事例としては、旧ユーゴスラヴィア・ソマリアにおける拡大とその失敗が、ルワンダの悲劇を招き、その後、伝統的な同意原則への回帰、という流れである。

と同時に、国連が紛争後の平和構築に力を注ぐようになったのも、1990年代以降のことである。ここで国連による平和構築の実例を取り上げる暇はないが、一点指摘しておくべきことは、国内紛争が発生した、国内統治構造に問題を抱える国家（いわゆる破綻国家・脆弱国家・失敗国家⁵）に対して、人権の尊重や民主的統治機構の確立といった、いわゆる西欧的価値観に根差す「法の支配」⁶を統治原理とすることが平和構築の目標として設定さ

れたことである。国内的な武力紛争への対応、とりわけ、事後処理のプロセスにおいて「法の支配」という西欧的な価値基準が導入されたことは、それが国家の再建において他の価値基準より優れているからではなく、冷戦終結の過程や態様によるところが大きく、それが、次に見る安保理の「機能変化」にも影響を及ぼしていることは想起しておくべきであろう。

(2) 「安保理の機能変化論」の意義と射程

そもそも「国際の平和及び安全」（国連憲章1条1項）の維持を目指して設立された国連が国内紛争に関与すること自身、国連（あるいは安保理）の機能変化と呼べなくもないが、冷戦後の安保理の「変化」は、安保理が対応する紛争の形態・性質の変化に留まっていはいない。このことを国連憲章の解釈論との関係で整理すれば、安保理による非軍事的措置（41条）および軍事的措置（42条）の発動の前提としての、「平和に対する脅威」（39条）をどのように解釈するか、ということになる。これを、戦争発生の脅威、いかえれば消極的平和に対する脅威、と捉えるのか、それともより広義に、積極的平和に対する脅威をも含めて解釈するのか、という問題である⁷。

冷戦後の安保理は、39条の「平和に対する脅威」を、積極的平和に対する脅威、として捉えてきたことはいうまでもない。そこでの一つの方向性は、人権や人道といった「人間性」原理の導入⁸や「弱者の保護」という視点の導入⁹である。またもう一つが、テロリズムへの対処や大量破壊兵器の拡散防止といった、戦争（武力紛争）そのものではないが、人命を危険に晒す社会的犯罪や戦争と密接に関連する兵器の問題をも、憲章39条の下に位置づけるという動きであった。

このような、平和あるいは脅威概念の変化・拡大に伴う安保理の活動の変化・拡大は、日本においては主として国際法学の観点から、「安保理の機能変化」¹⁰論として議論・検討されてきた。それは、国連憲章によって権限を与えられた安保理が、国際環境の変化に伴って、どのように、あるいは、どこまで自らの権限（とりわけ国連憲章7章の下でのそれ）を拡大的に行使できるか、という国連憲章の解釈論に関わるからである¹¹。

この安保理の冷戦後における「機能変化」を予感させる事態が、1988年12月21日に発生した、リビアの情報機関に所属する職員によるパン・アメリカン航空機爆破事件（いわゆる「ロッカビー事件」）に対する安保理の対応である¹²。安保理は、1992年1月18日に、リビアを非難する決議731を全会一致で採択し、さらに同年3月26日には決議748を採択して、リビアが本件テロ事件の真相究明や責任者の処罰に消極的であることが国際の平和と安全に対する脅威を構成する旨、前文で明記し、さらに国連憲章第7章に基づき、

容疑者の引き渡しに応じなければ、リビアに対する一定の経済制裁を課す旨を、やはり全会一致で決定したのである。同決議と民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約）上のリビアの権利義務の優劣関係を巡っては、リビアがアメリカおよびイギリスを国際司法裁判所（ICJ）に提訴し、ICJは仮保全措置命令段階ではあったが、リビア、アメリカおよびイギリスが国連加盟国として憲章 25 条に基づいて決議 748 に拘束され、同決議に基づく義務は憲章 103 条に基づいて、他の条約上の義務に優先する旨を指摘した。本件はその後のリビアの態度の変化もあって、終局判決以前の段階で取り下げられたため、安保理決議と他の条約上の権利義務との優劣関係について確定的な判断を下すには至らなかった。しかし、この仮保全措置命令をきっかけに、安保理は自らの権限に関する判断事項において、積極的に憲章 39 条を援用し得る、さらに必要に応じて 41 条や 42 条を発動し得る、また、それが既存の条約上の権利義務に優先し得る、という一般的な理解が広まったという意味で、「機能変化」の方向性を決定づけたとみることはできるだろう。

以上の議論を整理すると、冷戦後の安保理は、冷戦終結後の西側諸国優位の国際環境を背景に、西側的なイデオロギー（人権、市場経済、民主化、法の支配など）が優勢を占め、それに反する事態に対しては、それが国内的国際的武力紛争であれ、平和構築であれ、テロリズムへの対処であれ、大量破壊兵器の拡散を巡る問題であれ、安保理は西側的なイデオロギーに基づくアプローチにより安保理決議が採択される傾向にあるという環境にあった、ということになる。

もっとも、協議機関であり、合議体である安保理における「西側優位」は、決して固定化されたものではなかった。湾岸危機段階での中国の棄権はすでに触れたとおりであるが、2003 年の対イラク戦争（第二次湾岸戦争）における英米対独仏の対立、人権・民主化問題を巡るロシア・中国の反発など、大国間協調は常に危険に晒されてきたともいえる。そのような、「西側的」であることを基調としつつも、それが決して盤石ではなかった中で、BRICS などの新興国の台頭が顕著になったことが、国連（安保理）にどのように影響するのだろうか。その点を、節を改めて検討することにしたい。

2. 加盟国の変化と国連 ― ブロックの変化と役割の変化 ―

（1）植民地独立のインパクト

ヨーロッパ協調であれ、国際連盟であれ、それぞれの時代の覇権国が自らの覇権の下で会議外交を通じて確保する、というのが、国際機構としての存在意義であった。篠原が指摘するように、国際連盟は、今日の国連につながるような社会・経済分野での活動を設立当初から行っており、その意味では、純粋な意味で単なる安全保障機構・戦後秩序維持機

構ではない側面も有している¹³。とはいえ、国際連盟規約は対ドイツ講和条約であるベルサイユ条約の一部であって、第一次世界大戦後の秩序を戦勝国主導で維持するという大目的があったことはいうまでもない。そのような国際連盟に対して、敗戦国ドイツはもちろんのこと、戦勝国の一角であった日本においても英米(仏)主導であることへの反発があったことも有名である¹⁴。

国連も、当初は第二次世界大戦の戦勝国、とりわけ五大国を中心とした安全保障機構・戦後秩序維持機構を目指していたことは疑いがない。しかし、当初から敗戦国がやがては国連に加盟するであろうことが予定され、また、原加盟国の中の非欧米地域諸国が国際連盟に比して多いなど、設立当初から国連は、国際連盟とは異なる様相を呈して活動を開始した。加えて、冷戦構造が形成されたことで当初から五大国間の協調が確保されないという事情を抱えたことも、初期の国連の悲劇的な特徴であるといえる。

それよりも、国際連盟と国連を比較したときの特徴といえるのは、国際連盟期においてA式委任統治領であった領域が戦間期に独立を達成し、国連の原加盟国となった諸国が反植民地主義を掲げたことである。また、加盟国数で劣勢にあったソ連を中心とした東側諸国も、反帝国主義という立場から彼らに同調した。彼らは、国連憲章1条2項の「人民の同権と自決」を発展的に解釈し、国連を通じて植民地の独立を活発化させていった。国連による植民地独立に向けた規範形成活動の頂点といえるのが、1960年の「植民地独立付与宣言(国連総会決議1514)」であり、それとあわせて採択された、「憲章第73条e項に基づく情報送付義務が存在するか否かを決定するにあたっての基準に関する原則宣言(同1541)」と共に、国連を通じた植民地独立という方向性が決定づけられた。

もっとも、このような国連の方向性が決定づけられるには、克服すべき法的論点があった。それが、憲章2条7項のいわゆる「国内問題不干渉原則」である。国連憲章下での植民地の国際的管理制度には、憲章12章に基づく「国際信託統治制度」と同11章下での「非自治地域宣言」である。前者は、国際連盟期の委任統治地域と第二次世界大戦の敗戦国の植民地を主たる対象とするものであって(77条)、国連と施政国との間で締結される条約である信託統治協定(79条)を通じて設定される。これに対し、非自治地域は戦勝国の植民地を対象とするもので、非自治地域に指定するかどうかは、宗主国の任意とされた。あくまでも宗主国の自発的意思に基づくものである以上、戦勝国の植民地問題は「国内問題」である。そのため、非自治地域以外の植民地問題を国連が取り扱えるかどうか議論になったのである¹⁵。

総会決議1514と1541は、共に非自治地域とされた植民地の独立と、非自治地域に指定されていない植民地の独立を国連総会を通じて宗主国に促すことを目的としていた。国連

加盟国の顔ぶれも、1960年が「アフリカの年」と呼ばれるように、同年に新規加盟した17カ国中16カ国がアフリカ諸国であった。その後1970年ごろまでアフリカ諸国の加盟が相次ぐことで、設立当初の西側諸国中心から旧植民地諸国（新興独立諸国）中心に変わっていったのである。

（2）加盟国の変化に伴う国連の性格変化と限界

この顔ぶれの変化は、国連の活動あるいは国連を通じて形成される規範の内容の変化をもたらすことになった。そのきっかけが「開発問題」の登場である。もちろん、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ体制として国連通貨基金（IMF）と国際復興開発銀行（IBRD、世界銀行）が設立はされていたが、あくまでも西側先進国を対象としたものであり、今日でいう開発途上国の開発援助を任務とするものではなかった。1960年になると世界銀行よりも譲許的な融資を行う国際機構として国際開発協会（IDA）が設立はされていたが、新興独立諸国は1964年になると国連総会の補助機関として国連貿易開発会議（UNCTAD）を設立する。「途上国の経済的要求を突き付ける場」¹⁶として、UNCTADは、国際経済秩序の根本的変革を目指すようになる。それが、「新国際経済秩序（NIEO）」樹立運動である。

当時は、冷戦によって安保理の活動は停滞しており、国連の活動の中心は総会であった。そのため、新興独立諸国が数を頼みに自らに有利な決議を採択できた、という事情もある。いずれにせよ、1960年代から冷戦終結までは、国連が「規範構想的」¹⁷、あるいは「秩序変革構想的」な姿を見せていた時代であったといえる。代表的な総会決議としては、「天然資源に対する恒久主権に関する決議（総会決議1803、1962年12月14日）」や「国家の経済的権利義務憲章（総会決議3281、1974年12月12日）」がある。また、1970年の「友好関係原則宣言（総会決議2625、1970年10月24日）」も、国内問題不干涉原則や武力不行使原則といった憲章の基本原則を強化する方向で再確認した、新興独立諸国寄りの内容を持っている。もっとも、NIEO樹立運動が目指した、国際経済秩序の根本的変革は成らなかった。それは、現実の国際経済体制の中で、先進国の協力が得られなかったということもあるし、当の新興独立諸国側でも発展の度合いに格差が生まれて一枚岩ではなくなったことや、さらには冷戦構造の崩壊に伴い社会主義計画経済型の成長モデルが魅力を失ったことも原因としては指摘される。

新興独立諸国の過剰な、あるいは過激な主張が国際機構の存立自身をも脅かした事例としては、「国連教育科学文化機関（UNESCO）」からのアメリカおよびイギリスの脱退が挙げられる。UNESCOは、1974年にセネガル出身のムボウが事務局長に就任したころから、放漫な運営を行ったうえ、「新国際情報秩序（NWICO）」を提唱したことで、その活動が政治的に偏向しているとして英米両国（さらにはシンガポール）の脱退という事態を招き、

その結果として深刻な財政難に陥ることになった¹⁸。

3. 新興国と国連 — 冷戦期との異同 —

(1) 問題の所在

今日の新興国問題が与える影響と、植民地独立に伴う新興独立諸国の国連への大量加入が与えた影響の間には、いくつもの相違点といくつかの共通点がある。

まず、冷戦構造の崩壊に伴い、安保理が「活性化」したことである。もちろん、シリア問題などに代表されるように、安保理での大国間協調は1990年代前半に比べれば必ずしも有効に機能していない。したがって、ここでいう「活性化」には、「冷戦期に比した場合の」という限定を付す必要があるのかもしれない。しかしそれでも、1990年代に登場した、「リベラルな安保理」は引き続き健在だというべきであろう。このことは、総会の持つ規範形成力を弱めたとも考えられる。

また、今日の新興国はすでに国連加盟国であって、冒頭にも記したように、国連内部での地位（位置づけ）も多様であって、今日の新興国が衆を頼んで国連を通じた国際秩序全体の変革を企てることも考えにくい。したがって、仮に従来の国連の活動や規範形成に新興国が影響を及ぼすにしても、個別の案件ごとの対応となる可能性が高い。

他方で、ユネスコの「政治化」を巡って最上が指摘したように、国連の外では引き続き超大国であるアメリカが、国連内部では超大国として振る舞えない¹⁹、という状況が続き、場合によれば、その傾向が強まる可能性は否定できない。もちろん、このような状況は1999年のコソボ問題を巡るユーゴスラビア空爆や、2003年の対イラク戦争の際にも生じていた、アメリカの「単独主義・一国主義」と同根である。ユネスコはともかく、国連におけるNIEO樹立運動に対して、脱退という最終手段までもアメリカがとったわけではない。それに倣えば、今日の新興国がより先鋭化しても、アメリカが国連を脱退するとは考えられないが、その一方で、単独主義的な行動を増加させる可能性は高まるだろう。

(2) 改めて国連の意義について — 「正しさ」か「望ましき」か —

1945年以来、国連は、顔ぶれの変化を伴いながら、加盟国を増加させ、世界中のほぼすべての国が参加する普遍的国際機構に成長した。その過程で、「国際の平和及び安全」という分野を中心に、国際社会が抱えるさまざまな問題におけるグローバル・ガバナンスの要を担ってきた²⁰。これは、時に異論が出されながらも、国連が構成員全体にとって共有し得るビジョンや理念を提示してきたことの結果である。

冷戦後においては、安保理が主導する形で、「人間性」、あるいは、人権・人道といった

価値規範を積極的に援用して、国際社会全体の「平和」とそれに対する「脅威」に対応してきた。さらには、「保護する責任」や「人間の安全保障」も、「2005年世界サミット最終文書（A/RES/60/1、2005年10月24日）」に盛り込まれており、安保理が主導した価値観は、とりあえず原則論としては総会レベルでも承認されていると考えてよからう。

その一方で、冷戦後の国連を巡っては、途上国の学者を中心に、「帝國的」であるとの批判が寄せられることがある。グローバル・ガバナンスの進展・強化が、途上国をはじめとする諸国の独自性を失わせ、「帝國的グローバル国家（Imperial Global State）」の出現を促している、というのである²¹。ここには、人権・人道を名目とした各国（主として途上国）への干渉・介入を国連を通じて行おうとしているのではないか、また、それに付随した武力行使を企てようとしているのではないか、という途上国側の強い疑心暗鬼を垣間見ることができる。またその一方で、先進国側の学者を中心に、国際立憲主義²²や「国連（特に安保理）を通じた、国際社会における法の支配の確立」²³という議論枠組みが提示される。この点に関連して、かつて、筆者は、「手続き的な正しさ」と「達成される結果の望ましさ」という観点から考察を加えたことがある²⁴。そこで議論しようとしたことは、国家間の形式的な平等と実体としての不平等の関係をどのように捉えるべきか、あるいは、実体としての不平等をいかに実質的な平等へと転換させることができるか、ということであった。しかも、ここでは、国家間の関係とともに、人間レベルでの平等の確保、ということも目指されなければならない²⁵。

このとき、人間レベルでの平等を確保するために、どれだけ国家間の不平等が許されるか、という問題が突き付けられることになる。安保理に議論を限定すれば、憲章7章を積極的に援用することで、強制的に人権・人道上の危機に瀕している個人の救済に乗り出すのか、それとも、国家間の平等を重視して、憲章7章の援用を控えた微温的な対応を取る、あるいは、何らの対応も行わないのか、という問題に帰着することになる。

おわりに

新興国が国連にどのような影響を及ぼすか、さまざまな可能性はあるが、いずれについても予測の範囲を出ない。とはいえ、今後考えるべき論点をいくつか挙げておくことにしたい。

シリア問題では、少なくとも報道を見る限り、中国とロシアが人権問題への安保理の介入に反対しているかのように言われている一方、「武力を通じた」介入に反対しているという側面があるともいわれている。ここでは深く立ち入らないが、新興国の台頭によって人権・人道規範の後退する可能性よりも、アメリカが望む武力を通じた介入が安保理での手

続きを通じて実施される可能性が減少するだろう。このことは、多国間での武力による介入そのものの減少につながるのか、それともアメリカを中心とした有志連合による、安保理決議を経ない武力行使の増加につながるのか、という問題を孕んでいる。後者が増加する場合には、新興国のみならず、西側諸国も国連（安保理）が持つ正統性を危機に晒す危険性があることを忘れてはならない。

また、人権・人道規範を巡っては、安保理による強制的な手段によるものばかりではなく、より緩やかな手段（各種の国際人権条約の実施メカニズムや二国間・多国間での外交的な圧力）による代替・補完の重要性が高まることになるだろう。シリア問題を例にとれば、アラブ連盟による仲介やコフィ・アナン前国連事務総長による仲介がこれにあたる。これは、決して国連の規範形成・実施機能を損なうものではなく、国連を通じて形成された規範の実施という意味で、国連体制を強化・補完するものと位置づけられることになる。

新興国の台頭は、これまで国連内部で優勢にあった諸国の既得権益を損なったり、彼らが奉じる価値規範に対する疑問や抵抗を生んだりする可能性がある。そのことによって、いったんは「国連を通じた」ガバナンスが弱体化する可能性はあるだろう。その一方で、対話を通じた新たな規範形成やその実施体制が構築され、改めてより公平・公正なグローバル・ガバナンスが実現する可能性も存在するのである。シリア問題や、その直前のリビア問題は、国連における新興国の台頭という問題を象徴的に描き出すことになり、あたかも国連が機能不全の時代に舞い戻ったかのような印象を与えたが、実は問題の根幹には、より深刻な問題が横たわっていると同時に、これまでの国連が直面してきたことと同じ問題が含まれていることを、今一度想起する必要があるだろう。

—注—

- ¹ UN Doc. ST/ADM/SER.B/824 (28 December 2010).
- ² 最上敏樹『国際機構論 [第2版]』（東京大学出版会、2006年）69頁。
- ³ 国際連盟の意義と限界について、さしあたり篠原初枝『国際連盟』（中央公論新社、2010年）を参照。
- ⁴ 冷戦期におけるPKO（の存在意義・役割）への評価として、納家政嗣『国際紛争と予防外交』（有斐閣、2003年）
- ⁵ これらの用語には微妙なニュアンスの差があると同時に、必ずしも破綻・脆弱・失敗が学術的概念的に厳密に定義されているわけではないことに注意が必要である。なお、武内進一「国家の破綻」藤原帰一・大芝亮・山田哲也『平和構築・入門』（有斐閣・2011年）21～42頁参照。
- ⁶ 平和構築と法の支配のリンケージを明らかにしたものとして、篠田英朗『平和構築と法の支配：国際平和活動の理論的・機能的分析』（創文社、2003年）。
- ⁷ この点について、酒井啓亘「国連憲章第39条の機能と安全保障理事会の役割：「平和に対する脅威」概念の拡大とその影響」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障（21世紀における人権と平和：国際法の新しい発展を目指して（下）』（東信堂、2003年）241～269頁を参照。
- ⁸ 酒井「同上論文」。

- ⁹ 清水奈名子「国連安全保障理事会と弱者の保護：冷戦後の実行を中心として」『グローバル化と社会的「弱者」(平和研究第31号)』(早稲田大学出版部、2006年)47～66頁。この「弱者保護」という視点を積極的に導入したのが、「保護する責任 (Responsibility to Protect)」であることはいままでのない。
- ¹⁰ このテーマを網羅的に検討した書物として、村瀬信也編『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009年)。なお、この「機能変化」の射程が確立したものでないことについては、同書に対する森川幸一による書評『国際法外交雑誌』第110巻1号)でも指摘されているところである(106頁)。
- ¹¹ そのような観点からの考察として、丸山政己「国連安全保障理事会に対する立憲的アプローチの試み：予備的考察」『山形大学紀要(社会科学)』第40巻1号(2009年)33～63頁。
- ¹² 詳細は丸山「同上論文」35～42頁、および同論文(注9)に挙げられた考察を参照のこと。
- ¹³ 篠原『前掲書』120～141頁。
- ¹⁴ ドイツでカール・シュミットが反国際連盟の主張を繰り広げたことは有名であり、その概要は大竹弘二『正戦と内戦：カール・シュミットの国際秩序思想』(以文社、2009年)105～163頁を参照。また、日本の国際連盟における初期段階の批判としては、近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」(北岡伸一編『戦後日本外交論集：講和論争から湾岸戦争まで』(中央公論社、1995年)47～52頁に所収)が有名である。
- ¹⁵ 国連憲章2条7項と非自治地域問題については、金東勲『人権・自決権と現代国際法』(新有堂、1979年)が古典的名著である。
- ¹⁶ 最上『前掲書』243頁。
- ¹⁷ 『同上書』87～89頁。
- ¹⁸ ユネスコの「政治化」と英米両国の脱退が及ぼす影響を論じた著作として、最上敏樹『ユネスコの危機と世界秩序』(東研出版、1987年)がある。
- ¹⁹ 最上はこれを「機構外ヘゲモニー」と「機構内ヘゲモニー」と呼ぶ。最上『同上書』177頁。
- ²⁰ 国連の役割の拡大過程については、渡辺昭夫・土山實男『グローバル・ガヴァナンス：政府なき秩序の模索』(東京大学出版会、2001年)182頁の表が、その概要を簡潔に整理している。
- ²¹ たとえば、B.S.Chimni, “International Institutions Today: An Imperial Global State in the Making,” *European Journal of International Law*, Vol.15 (2004), pp.1-17.なお著者のチムニは、インドを代表する国際法学者である。
- ²² たとえば、Erika de Wet, “International Constitutional Order,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 55, part 1 (January 2006), p.53.また、邦語論文としては、佐藤哲夫「国際社会における“Constitution”の概念：国際連合憲章は国際社会の憲法か」『変動期における法と国際関係(一橋大学法学部創立50周年記念論文集)』(有斐閣、2001年)508頁などがある。
- ²³ たとえば、Simon Chesterman, *The UN Security Council and the Rule of Law* (New York University School of Law, Public Law and Legal Theory Research Paper Series, Working Paper No. 08-57) (November 2008).
- ²⁴ 山田哲也『国連が創る秩序：領域管理と国際組織法』(東京大学出版会、2010年)。また、その予備的考察として、「領域管理の意義を巡って：合法性と正統性の相剋」『国際政治』143号61～75頁。
- ²⁵ このことは、決して冷戦後に突然始まったことではなく、国連憲章下で一貫して強化されてきた人権規範の存在を前提としたものである。